

長岡市水道局公告第 8 号

簡易評価型プロポーザル方式による業務委託の実施について（公告）

簡易評価型プロポーザル方式による業務委託を実施するので、次のとおり公告します。

令和 7 年 5 月 2 3 日

長岡市水道局長 植木 輝夫

1 実施方法

今回実施する簡易評価型プロポーザル方式による業務は、長岡市水道施設将来構想策定業務について、参加希望者に提案書の提出を求め、その内容を別に定める評価基準によって評価し、最も優れた提案をした者と契約に向けた手続きを進めるために実施するものです。

2 委託概要

- (1) 委託番号 維配委第 8 号
- (2) 委 託 名 長岡市水道施設将来構想策定業務委託
- (3) 委託期間 契約締結日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 委託内容 長岡市水道施設将来構想策定業務委託仕様書のとおり

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当するものであることを要します。

- (1) 新潟県内に本社若しくは支店機能を有する事業者であること又は新潟県内に本社若しくは支店機能を有する事業者と同程度の連絡及び協力体制を確保できると認められる事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) その役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (4) 本件プロポーザルに係る公告の日以降に、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 本件プロポーザルに係る公告の日以降に、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 平成 25 年度以降に次のア、イ又はウのいずれかの業務を元請として受注した実績を有する者であること。
 - ア 給水人口 20 万人以上の水道事業者等から『水道事業ビジョン』の策定業務を受注した実績を有する者であること。
 - イ 給水人口 20 万人以上の水道事業者等から施設再構築計画等を含む『経営戦略』の策定業務を受注した実績を有する者であること。
 - ウ 給水人口 20 万人以上の水道事業者等から『施設統廃合構想または計画等』の策定業務を受注した実績を有する者であること。
- (8) 担当技術者、管理技術者及び照査技術者は上下水道部門の技術士資格を有する者とし、管理技術者及び照査技術者はそれに加えて総合技術監理部門の技術士資格を有する者であること。

また、三技術者ともに上記(7)の受注業務において担当技術者または管理技術者の実績を有する者を配置できること。

4 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

- (1) 提出書類

詳細は「長岡市水道施設将来構想策定業務に係る簡易評価型プロポーザル実施説明書」のとおり
- (2) 提出期限 令和 7 年 5 月 30 日（金曜日）午後 5 時まで（必着）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（配達確認ができるものに限る。）
- (4) 提出先 長岡市水道局工務課計画調整室

所在地 〒940-0093 長岡市水道町 2 丁目 7 番 22 号
電 話 0258-94-6180
F A X 0258-36-4434

5 質問書の受付及び回答

- (1) 提出書類

詳細は「長岡市水道施設将来構想策定業務に係る簡易評価型プロポーザル実施説明書」のとおり
- (2) 提出期限 令和 7 年 6 月 9 日（月曜日）午後 5 時まで（必着）
- (3) 提出方法 電子メール：komu-nagaoka.ws.@m2.nct9.ne.jp
- (4) 提 出 先 上記 4 に同じ
- (5) そ の 他

提出された質問に対しては、令和7年6月16日（月曜日）午後5時までに、参加表明書等を提出した者全員に質問者名を伏した形式で電子メールにより回答します。

6 提案書等の提出

(1) 提出書類

詳細は「長岡市水道施設将来構想策定業務に係る簡易評価型プロポーザル実施説明書」のとおり

(2) 提出期限 令和7年7月3日（木曜日）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法 上記4に同じ

(4) 提出先 上記4に同じ

7 選定審査

(1) 優先交渉権者の選定

詳細は「長岡市水道施設将来構想策定業務に係る簡易評価型プロポーザル実施説明書」のとおり

(2) 参加表明者が1者であった場合の取り扱い

参加表明者が1者であった場合でも、当該選定は実施します。

(3) 審査の結果が一定の基準に達しない場合の取り扱い

審査の結果、一定の基準に達しない場合は、契約を締結しない場合があります。

8 選考結果通知

詳細は「長岡市水道施設将来構想策定業務に係る簡易評価型プロポーザル実施説明書」のとおり

9 その他留意事項

(1) 本件プロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とします。

(2) 提出された提案書等は、返却しません。また、提出後の提案書の内容変更は、原則として認めません。

(3) その他留意事項等については「長岡市水道施設将来構想策定業務委託に関するプロポーザル実施説明書」によります。なお、実施説明書は長岡市のホームページからダウンロードすることができます。